

都市再生の推進に関する
要望書

令和6年8月

全国都市再生推進協議会

都市再生の推進につきましては、日頃から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成14年の都市再生特別措置法施行以来、各種都市再生制度が運用され、全国各地で都市再生が進められることにより、圏域の中核や地域の拠点として必要となる都市機能の集積や都市基盤の整備が図られてきました。

一方で、新型コロナウイルス感染症に続き、資材価格やエネルギー価格の高騰など、変化し続ける社会経済情勢に対応した都市再生を推進することにより、都市の活力を取り戻し、魅力にあふれ、暮らしやすい持続可能な街を将来世代にも引き継いでいくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、令和4年4月に、都市再生緊急整備地域を有する自治体において、全国都市再生推進協議会を設立しました。

全国都市再生推進協議会に参加する各自治体が抱える、重要な都市開発プロジェクトの推進のためには、時代のニーズに即した民間開発等の呼び込みや民間事業者との連携が欠かせず、都市の成長や安定的な事業推進に資するご支援が、今後も極めて有効であると考えられます。

また、広域ネットワークの形成に係る都市基盤整備については、地方だけにとどまらない広域のプロジェクトとして国と地方が連携して進める必要があります。

つきましては、次の事項を要望いたします。

1 災害に強いまちづくりに向けた支援

令和6年能登半島地震等、近年全国的に甚大な災害が多発する中、安全なエリアへの自主的な移転を促進する施策である災害ハザードエリアからの移転促進のための税制上の特例措置について、令和7年3月31日までとなっている特例措置期限を令和7年4月以降も延長すること

また、大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域や主要駅等における滞在者等の安全の確保と都市機能の継続を図る都市安全確保促進事業については、十分な財源を確保するとともに、デジタル技術の活用も含め、計画策定・改定及びソフト・ハード対策への機動的な財政支援を実施すること

2 地方都市等の再生に対する支援

市街地再開発事業や土地区画整理事業などのプロジェクトは都市の再生に重要かつ効果的な事業であることから、それらを支援する事業について、十分な財源の確保や事業の進捗に合わせた機動的な財政支援を実施するとともに、市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税制上の特例措置について、令和7年3月31日までとなっている特例措置期限を令和7年4月以降も延長すること

3 國際競争拠点都市整備事業等への機動的な財政支援

空港アクセスの整備やターミナル駅の機能強化などの長期的かつ広域的なプロジェクトを対象とする国際競争拠点都市整備事業等については、十分な財源を確保するとともに、事業の進捗に合わせた機動的な財政支援を実施すること

4 環境に配慮したまちづくりに対する支援

令和6年5月29日に公布された改正都市緑地法等について、施行に向けた準備を着実に進めることにより、都市緑化支援機構の活用を含めた自治体による緑地の保全・整備や、環境を重視した都市開発プロジェクトの促進を図るとともに、民間が整備・管理する市民緑地に係る税制上の特例措置について、令和7年3月31日までとなっている特例措置期限を令和7年4月以降も延長すること

併せて、暑い夏でも歩きたくなるまちづくりを推進するため、都市の暑熱対策を強化すること

令和6年8月
全国都市再生推進協議会

会長都市 さいたま市

北海道	神奈川県	高槻市
札幌市	横浜市	枚方市
宮城県	川崎市	兵庫県
仙台市	相模原市	神戸市
埼玉県	厚木市	岡山県
さいたま市	新潟県	岡山市
川口市	新潟市	広島県
千葉県	石川県	広島市
千葉市	金沢市	福山市
松戸市	福井県	香川県
柏市	福井市	高松市
東京都	岐阜県	愛媛県
千代田区	岐阜市	松山市
中央区	愛知県	福岡県
港区	名古屋市	北九州市
新宿区	常滑市	福岡市
台東区	京都府	長崎県
江東区	京都市	長崎市
品川区	大阪府	沖縄県
大田区	大阪市	那覇市
渋谷区	堺市	
豊島区	豊中市	